

# 豊田運輸区で行われた**人間破壊**の強制転勤

## ① 駅での心身異常と運輸区での心身状態の回復

豊田運輸区の組合員Aさんは、駅での人間関係で心身状態に異常が発生し、駅での就業が困難となりました。当時の保健師や産業医からは「駅という環境・働き方が原因」「解決のためには環境・働き方を変えなくては」と話されました。

その後、運輸区へ異動し、心身状態は回復へ向かいました。運輸区では「駅での心身不調」や「持病」を産業医にも相談し、自己申告書に記載し、面談でも報告していました。持病に向き合いながら、充実感と向上心を持って車掌業務にあたり、キャリアプランは車掌の「技術指導担当」と「車掌指導」と設定しました。



## ② 突然の駅への異動で心身異常の再燃

しかし、2023年5月13日、退区時間に管理者が待ち構え、突如、駅への異動(6/1発令)の話がされました。管理者は「サラリーマンなんだから、人事なんだから」「それが無理なら自営業をやるしかない」とAさんに迫り、Aさんは「人生が壊されてしまう。駅に出勤できるとは思えない。出勤できない」と座り込んでしまいました。そのAさんを見て管理者は笑っていました。

その後、Aさんは駅での心身状態の異常がフラッシュバックし、「生きていける自信がない」と精神的に追い込まれ、まともに食事できない状態になりました。そして、5月13日以降、出勤できない状況となり会社を休みました。



## ③ 乗務を途中で降ろした「事前通知」と人間を破壊する管理者の言動

5月29日、Aさんは「6月1日の異動はなくなった」と管理者から連絡を受け、そのことに安堵し、心身状態が安定し、6月3日に出勤しました。しかし、乗務途中に指令から連絡があり区に戻るよう指示がされました。そして、区に戻ると区長・副区長より5/31に作成された事前通知(6/15発令)が手交されました。



Aさんは、突然の事で持病の混乱症状が発症しました。その症状を見た管理者は「また演技みたいにして! おかしいふりをするのはやめよう。都合いいな」と発言。Aさんは、駅では働けないと必死で訴えるも、管理者は「私は異動の指示を受けて紙を渡すのが仕事」「病気のことは、不服申し立てればいい」「何があっても事前通知を渡す」と述べ、混乱症状が発症するAさんに対して「なんだ! その態度は!」「都合がいいな!」と恫喝を行いました。

## ④ 心身状態の悪化が深刻となり、病欠へ

その後、Aさんは、簡易苦情処理を提出し、JR東労組八王子地本は、「事前通知」の取消を求め団体交渉を申し入れましたが、Aさんの心身状態の悪化が深刻となり、病院を受診したところ「三ヶ月間の休職」が必要と判断されました。診断書には過去に心身状態の異常を起こした職場環境への異動の話が出たことで当時の症状が再燃したこと、復職にあたっては、駅構内の業務への異動は避ける配慮を要することが記載されました。Aさんはこの診断書を会社に提出し、病欠となりましたが、現在も心身状態の悪化に苦しんでいます。

- 三カ月の休職を要する
- 過去に心身状態の異常を起こした職場環境への異動の話が出たことで当時の症状が再燃
- 復職にあたっては、駅構内の業務への異動は避ける配慮を要する



6月14日、Aさんの携帯電話に職場の管理者から7回着信があり、Aさんは恐怖で電話にでることが出来ませんでした。するとその管理者は留守電に「今から家に行きます」とメッセージを入れ、それを聞いたAさんはパニックに陥り、家を飛び出してしまいました。管理者の行為は常軌を逸しています。

その日の夕方、Aさんの留守番電話に「(関係する)書面を郵送する」とメッセージがあり、会社が家に来ることはない落ち着いた取り戻し帰宅したところ、なんと、4名が自宅を訪問していた画像が記録されていました。それから、Aさんは「家の外で待ち構えていると思ってしまう」「家で休養も出来なくなった」と症状がさらに悪化をしています。

## JR東労組に寄せられた声



■弁護士  
・駅に行くことがトラウマになっている。会社はこのことを知っていたのであり、不適法・不適切な異動命令だ。

・管理者の暴言は厚労省が定めるパワハラだ。  
・あまりに酷い。会社に異動命令の撤回とパワハラの謝罪を求める手紙を送る。



■マスコミ  
・ハラスメントですね。  
・本人の事情などを考えると前代未聞  
・上司の発言は普通ではない。



■協力会社社員  
・こんなことをいとも簡単にやっつけてしまうなんてあり得ない! JRは本当におかしくなっているよ!

## ⑤ 異動の発令日は「延伸」されたが、異動は「白紙撤回」されず



JR東日本八王子支社は6月15日の発令に間に合わせるように、6月13日に簡易苦情処理会議、そして6月14日には「事前通知」の取消を求めた団体交渉を行うことを決めました。この簡易苦情処理会議や団体交渉を行ったことをもって、6月15日にAさんを強制転勤させるようであれば、それは断固許せるものではありません!

JR東労組は、第42回定期大会(6月12日)で、豊田運輸区で発生する人間破壊の強制転勤に対し「組織の総力を上げ、断固たかかっていくこと」「会社が6月15日の異動発令を強行するのであれば、社会的にも明らかにしていくこと」を確認してきました。そして、組合員のみならず、連帯する組織内外の仲間が、抗議の声を上げてきました。その結果、JR東日本八王子支社は、6月15日の「発令日を延伸する」とAさんに通知を行いました。

## ⑥ 心身異常の原因が解決されず、病欠が継続される

Aさんは、「新たなジョブローテーション」で確認したキャリアプランや個々の事情に配慮するといった労使確認が反故にされ、人間破壊の強制転勤で現場管理者による人格否定のパワハラにより、心身状態が異常となり、現在も病欠を余儀なくされています。

そしてなにより、人間破壊の強制転勤が「白紙撤回」にならないことから、根本的な心身異常の原因が解決されていない状況です。JR東労組は経営姿勢の是正と「白紙撤回」に向け、連帯する全ての仲間と共に闘いを継続します。



## 主張① JR東労組は、人間破壊の強制転勤の白紙撤回と施策の正常な運用を求めます!

## メモ 豊田運輸区で発生する異常な職場管理は他にも...

組合員Bさんは持病のため泊勤務が困難となり、医師の指導のもと日勤で乗務にあたり、事務職への異動希望を出していました。しかし、「要員不足」を理由として急遽勤務が変更されたり、終業時刻の遅い日勤勤務であった社員が管理者との飲み会に出るために、終業時刻の早い日勤であったBさんの勤務と急遽変更されたり、医師の指導による配慮がされませんでした。

組合役員から改善を求め指摘も行いましたが、管理者の態度は変わらず、Bさんは持病が悪化し2022年年明けから病欠となりました。診断書には「夜勤を含む不規則な勤務形態の継続は困難」「勤務形態の再考が必要」と記載されました。Bさんは約1週間の病欠後復帰しましたが「こんな職場に行くのも嫌だ」「人間が壊れてしまう」と繰り返し述べていました。

その後、2022年4月、会社は医師の診断書を無視し、営業統括センター(駅で泊勤務)への異動の話を行い、抗議するBさんの声を聞き入れず事前通知を手交したため、Bさんは退職の道を選択しました。

JR東日本では、このような非人道的な扱いが以前から行われていたのです。

